販売代理店契約書

XXX株式会社（以下「甲」という。）とYYY株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり販売代理店契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. （目的）

本契約は、甲が乙に対し、甲の商品（以下「本商品」という）の取次に関する業務その他本商品の販売促進にかかる業務を通じて、本商品の利用拡大を図ることを目的として、甲乙間の権利義務関係を定めるものである。

1. （乙の業務等）
2. 乙は、甲の代理店として、仲介を行うとともに、甲に代わって顧客から本商品の代金を受領する。
3. 乙は、顧客との間で本商品の取引を行うときは、甲の代理店であることを示さなければならないが、乙は甲を代理して顧客と契約を締結する権限を有しない。
4. 乙は、顧客から本商品の代金を受領したときは、速やかに甲の指定する方法にて甲に送金する。
5. 甲は、本商品の販売促進のために使用する資料等を無償で乙に提供するものとする。
6. 乙から本件に関し協力を要請された場合、甲は、これに合理的な範囲で協力するものとする。
7. （代理店手数料）
8. 甲は、乙の仲介により顧客との間で本商品の売買契約を締結し代金を受領したときは、乙に対し、売買契約を締結した本商品の代金の●パーセントを代理店手数料として支払う。
9. 甲は、毎月末日に乙の仲介により売買契約を締結し、乙から受領した本商品の代金を集計し、翌月末日限り、前項の代理店手数料を乙の指定する銀行口座に振込入金して支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
10. （競業避止義務）

　乙は、本契約期間中は、本商品と同一又は類似の商品を自ら販売し、又は第三者によるこれらの商品販売の代理や仲介をしてはならない。

1. （解除）
2. 甲及び乙は、当事者の一方に、本契約に違反する行為があり、相当期間を定めて行った通知催告後もその行為が是正されない場合、他方当事者は、本契約を解除することができるものとする。
3. 甲及び乙は、当事者の一方に、次の各号に定める事由の一つが生じたときは、他方当事者は、催告なしに、直ちに本契約を解除することができるものとする。
4. 重大な過失又は背信行為があったとき。
5. 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生開始、会社更生手続開始、特別清算開始の手続の申立又は公売処分を受けたとき。
6. 手形又は小切手の不渡りをなし、銀行若しくは手形交換所の取引停止を受けたとき。
7. 公租公課の滞納処分を受けたとき。
8. 営業停止、営業免許、営業登録の取消等の行政上の処分を受けたとき。
9. 事業の廃止、解散等の重大な変更の決議をしたとき。
10. 財務状態の悪化、又はそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
11. 反社会的勢力であること又は反社会的勢力と密接な関係を有することが判明したとき
12. その他、前各号に準じる事由が生じたとき
13. （有効期間）

　本契約の有効期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも書面により本契約を終了する旨の通知がない場合は、本契約は自動的に１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

1. （秘密保持）
2. 本契約において、「秘密情報」とは、文書、口語その他方法のいかんを問わず、いずれかの当事者より他方当事者に対し本契約に関連して開示された全ての技術上及び営業上の資料・図書、知識、データ、個人情報、ノウハウその他一切の情報を意味するものとし、また、本契約の内容も秘密情報として取扱うものとする。但し、次のいずれかに該当するものについては、秘密情報から除外されるものとする。
3. 相手方から開示を受ける前に、既に自己が保有していたもの
4. 相手方から開示を受ける前に、既に公知又は公用となっていたもの
5. 相手方から開示を受けた後に、自己の責によらずに公知又は公用となったもの
6. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
7. 相手方から開示を受けた情報によらず、自己が独自に開発したもの
8. 甲及び乙は、秘密情報について厳に秘密を保持し、相手方当事者の文書による事前の承諾なくして第三者にこれを開示又は漏洩してはならず、また、秘密情報を自ら又は第三者の利益のために使用してはならないものとする。
9. （権利義務譲渡等の禁止）

　甲及び乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利及び義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、又は担保に供してはならない。ただし、甲又は乙に合併、事業譲渡その他の企業再編が生じる場合はこの限りではない。

1. （準拠法及び管轄裁判所）
2. 本契約は、日本法を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとする。
3. 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
4. （誠実協議）

　本契約に定められていない事項又は解釈上疑義が生じた事項については、その都度、甲乙誠意をもって協議決定する。

本契約の成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

 所在地 ○○○○

甲 会社名 　 XXX株式会社

 代表者氏名 ●●●●

 所在地 ○○○○

乙 会社名　 YYY株式会社

 　 代表者氏名 ●●●●